

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回津市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成27年3月16日(月) 午前11時から午後0時10分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市特別職報酬等審議会委員) 浅生幸子 伊藤庄吉 猪又英樹 高橋加代子 月岡存 辻岡利宏 中川幹夫 西澤 博 山口 修 (事務局) 総務部長 盆野明弘 総務部次長 溝田久孝 人事課長 宮田雅司 人事課給与厚生担当主幹 濱地秀幸 人事課給与厚生担当副主幹 若林麻衣子 人事課主査 多羅尾祐介
5 内容	1 市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について 2 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部人事課給与厚生担当 電話番号 059-229-3107 E-MAIL 229-3106@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

	内 容
事務局	ただいまから第3回津市特別職報酬等審議会の開会をお願いしたいと存じます。 まず、総務部長から御挨拶申し上げます。
部長	本日は御多忙の中、第3回の審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。前回、2月26日に第2回を開催させていただきまして、委員の皆さまから各般にわたる貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

事務局	<p>本日は、いただきました御意見をもとに、月岡会長、中川職務代理者、事務局で答申の原案を作成いたしましたので、その原案をもとに御検討いただきたいと考えております。</p> <p>なお、答申につきましては、3月も中旬に迫っており、できましたら明日、3月17日に行うよう考えておりますので、本日の会議の場において、答申の内容を整えさせていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、会長、会議の進行についてよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第3回津市特別職報酬等審議会の会議を開きます。</p> <p>本日中に答申の内容を固めていきたいと思ひます。</p> <p>本日は、委員10名中8名の方の御出席をいただいておりますので、津市特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しております。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思ひます。</p> <p>前回の会議では、市長からの諮問事項であります議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、活発に議論いただきました。</p> <p>主な意見として、市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、各委員からの意見は、いずれも現状維持を基本とするものでした。</p> <p>意見のいくつかを申し上げますと、特別職にあつては精力的に活動されている中、平成27年1月には新斎場が業務を開始し、津市のシンボルとなる屋内スポーツ施設の入札の完了や、廃線と思われたJR名松線についても平成28年度には再開の見込みである。合併時の職員数についても着実に削減し目標を達成している。その他、過去からの諸問題についても着実に進めて頂いている。</p> <p>そのような状況から、その職責から考えると引き上げも考えてもいいが、景気回復は、都市部や大企業ではあるかもしれないが、中小企業にはまだまだ厳しい状況で、この辺を勘案すると現状維持が妥当とする意見がありました。</p> <p>市長及び副市長の給料の額は、県外等の他団体と比較すると妥当なところで、景気回復も、地方ではまだまだ実感できる状況でないことか</p>

事務局	<p>ら、据え置きが妥当とする意見がありました。</p> <p>議長、副議長、議員に係る議員報酬についても県外等の他団体と比較すると少し低い気もするが、景気の回復は実感できる状況ではないことから、据え置きが妥当とする意見がありました。</p> <p>行財政改革の取組として、平成19年度から市長にあっては100分の10、副市長にあっては100分の7の減額をされており、平成27年度についても引き続き行財政改革の取組を継続していく予定で、平成28年度以降の行財政改革は、平成27年度中に検討され、平成28年度からの実施であれば、平成27年度は、現状維持とすることが妥当であるとする意見もありました。</p> <p>また、人事院勧告により一般職の給与が下がる状況では、本来、特別職も下げるものと思うが、一般職については現給保障もあり、実質すぐには下がらないこと、これまでの自主的な行財政改革の取組もあるので現状維持とする意見などがありました。</p> <p>これらのことから、委員各位の御意見を総合的に考えると、現行の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、その職務の重責等を考えると妥当であると認められ、現行の額をこのまま維持というところではないかと思えます。</p> <p>ここで、改めて確認しますが、議長、副議長及び議員の現行の議員報酬の額は、それぞれ67万円、61万円、55万円、市長、副市長の現行の給料の額は、それぞれ113万円、87万円となっています。</p> <p>前回の会議の中でもありましたように、私と職務代理者の中川委員、事務局の方で答申案を作成いたしましたので、答申案を配付させていただきます。</p> <p>本日は、答申案を元に、審議会として答申の確定へと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、答申案について事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、答申案について御説明いたします。</p> <p>市議会議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について（答申）</p> <p>平成26年12月22日付け津市人第1394号で当審議会に対し意</p>
-----	--

見を求められた市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、下記のとおり答申します。

市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、現行の額（議長 月額67万円、副議長 月額61万円、議員 月額55万円、市長 月額113万円、副市長 月額87万円）が妥当であると認めます。

審議経過等につきましては、1 会議の概要、2 背景等、3 現状等、4 本審議会での意見の概要、5 検討に当たっての考慮事項等、6 結論等 以上6項目で整理をさせていただいております。

1 会議の概要につきましては、本審議会は、「市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額」並びに「市長及び副市長の給料の額」について、平成26年12月22日に市長から諮問を受け、同日のほか平成27年2月26日、さらには同年3月16日と3回に及ぶ会議を開き、慎重な審議を重ねてまいりました。

会議では、県下各市、全国類似都市及び県庁所在都市に係る財政指標等の状況や、これらの都市における議会の議員に係る議員報酬並びに市長及び副市長の給料等の改定状況のほか、国家公務員、三重県職員等に係る給料等の改定状況、さらには民間企業における賃上げ等の状況、並びに消費者物価指数の状況などを集約した各種の関係資料等を基に率直かつ活発な議論を行いました。その結果、現下の社会経済情勢並びに昨年の人事院勧告及び国の対応状況等を踏まえつつ、厳正かつ公正な見地から、この度、一定の結論を導き得た、と整理いたしました。

2 背景等といたしましては、平成26年8月7日に、人事院勧告においては、民間給与との較差、0.27%、1,090円でございますが、これを埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ、ボーナスについては、0.15月の引き上げ改定等を行うこととされました。

また、当該勧告において、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映する見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、単身赴任手当が民間を下回っている状況、管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている状況を踏まえた諸手当の見直しとして、平成27年4月1日から月例給の平均2%の引き下げを柱とする給与制度の総合的見直しについても勧告がなされました。

民間準拠方式の人事院勧告は、このような状況となっており、特別職

については、人事院勧告に拘束されるものではございませんが、民間との均衡を考える必要があります。

また、平成27年2月の内閣府の月例経済報告によると、我が国の経済基調判断では、「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」ということでもとめさせていただきました。

3 現状等といたしましては、津市の財政状況等は、平成25年度の財政力指数は単年で0.756であり、市町村合併直後の平成18年度の0.792、平成19年度の0.813と比較すると、財源に余裕がないかのように見受けられますが、これは合併特例債等の有利な財源を活用した大規模なプロジェクトが着実に進捗していることによる影響と思われる。

また、本市にあっては、行財政改革が推進される中で、職員の退職者に対する職員採用の抑制による定員管理の適正化を進めるなど、人件費の削減を始めとして、固定的な経費を削減し、歳出の抑制などの取組が行われています。

特に、職員数については、2,500人体制を目指す中で、合併後の平成18年4月1日時点での職員数3,083人が、昨年4月1日現在で2,499人となっており、当初目標としていた平成27年度末より2年前倒しし、その目標を達成されています。

市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、平成17年に当時の津地区合併協議会における特別職報酬等検討委員会において検討され、合併前の津市で定められたこれら議員報酬及び給料の額が新市におけるこれら議員報酬及び給料の額としても妥当であるとされ、以降、平成23年度までに開催された本審議会においても、それぞれ当該額が妥当であるとされたところで

す。一方、津市の一般職に係る給与については、従来から人事院勧告の趣旨を尊重した改定が行われており、本年度においても、昨年8月7日付けの人事院勧告を踏まえ、給料表の引き上げ等の改定が実施されたところであり、また、当該勧告において、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映する見直し、官民の給与差を踏まえた50

歳台後半層の水準の見直し、単身赴任手当が民間を下回っている状況、管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている状況を踏まえた諸手当の見直しとして、平成27年4月1日から月例給の平均2%の引き下げを柱とする給与制度の総合的見直しについても勧告がなされ、当該勧告の趣旨を尊重した給与改定に係る議案が平成27年第1回津市議会定例会に提出されていますこと、これにつきまして記述いたしました。

4 本審議会での意見の概要につきましては、先ほど会長からもご説明いただいた内容についてまとめさせていただいております。

主な意見として、市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、各委員からの意見は、いずれも据え置きを基本とするものでした。

特別職にあっては精力的に活動されている中、多くの問題を解決していただいております、平成27年1月には新斎場「いつくしみの杜」が業務を開始し、津市のシンボルとなる屋内スポーツ施設「サオリーナ」の契約も締結に至りました。ごみ処理問題についても新最終処分場、中間処理施設「津市リサイクルセンター」の建設工事が進められ、廃線と思われたJR名松線についても平成28年度には全線復旧の見込みとなっています。合併時の職員数についても着実に削減し、平成27年度末を目標とした計画よりも早期に目標を達成しています。その他、過去からの諸課題についても着実に進めていただいております。そのような状況から、その職責や実績から考えると給料の引き上げについても検討すべきかとも思われますが、他団体と比較すると特に高過ぎる、低過ぎるといったこともなく妥当であると思われること、報酬や給料は、合併時より据え置きとなっているが、これは、これまでの人事院勧告による民間給与との較差が小さかったことによるもので、平成27年度については据え置きとすることが妥当であるとの意見がありました。

また、行財政改革の取組として、平成19年度から市長にあっては給料（月額）の100分の10、副市長にあっては100分の7の減額をされておりこの取組は、現在の行財政改革の最終年度に当たる平成27年度についても継続していく予定であるとのことから、平成27年度の給料の額については据え置きと判断し、平成27年度において平成28年度以降の行財政改革の取組の動向も踏まえ検討することが合理的であるとする意見がありました。

加えて、社会経済情勢に着目した意見として、現政権下で、景気回復

を目指し、アベノミクスを推し進められ、大手企業や都市部ではその効果が現れてきているものと思われませんが、地方や中小企業では景気回復や賃金の増額等については、まだまだ実感できる状況ではなく、地方においては引き続き、厳しい状況が続いていることから、平成27年度の市議会の議長、副議長、議員の議員報酬の額、市長、副市長の給与の額については、据え置きが妥当とする意見がありました。

さらに、報酬の額及び給料の額について、他市等と比較すると均衡が図られており、引き上げる状況になく、人事院勧告により一般職の給料は下がるという状況では、本来、特別職についても報酬や給料を引き上げるべきものとする考えが、一般職には経過措置として現給保障があることから現状維持とする意見などがありました。

なお、市長及び副市長において行われている給料の減額措置については、これを廃止するか、あるいは減額率を小さくするなどし本来の給料の額とし、その分職務に励んでいただくべきではないかとする意見などもあり、平成27年度の行財政改革の計画終了時には、給料の減額措置についても検討が必要であるとする意見がありました。以上のことをこれまでの会議での議論の主な意見といたしました。

5 検討に当たっての考慮事項等といたしましては、特別職に係る議員報酬及び給料の額については、その職務と責任に応じて定められるべきもので、民間賃金の変動等に相応して決定される一般職の給与とはおのずから性格を異にするものと解されるところです。しかしながら、民間の情勢を反映した人事院勧告を勘案すれば、同勧告における官民の給与較差、市町村合併以降における改定率等の累計は▲0.07%でございますが、これによる対応を講ずることも、また考慮すべきところではあります。

また、議長、副議長にあつては、ほぼ常勤職員と同程度の日数を登庁されており、議会の代表者として、議会の意思を取りまとめ、議事を整理するなど、その職責の重大さが見受けられます。また、その他の議員の活動についても、本会議等に参加し、議案の審議等を行うことにとどまらず、住民の代表として住民意思の把握等に資するための諸活動を行っており、とりわけ市町村合併により活動区域が広域となったことや、審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、多忙化し、その職務の遂行に当たっては高い識見と専門的知識が従来以上に要求されるところです。

次に、市長にあつては行政組織の長として、副市長にあつては、市長

	<p>を補佐し行政実務を総括する立場として、24時間体制ともいえる環境の中で、地域の発展と住民の福祉の向上等のため、昼夜を問わず、精力的に活動されております。また、合併前からの懸案でありました新最終処分場や新斎場の建設、屋内総合スポーツ施設の整備、一部不通となっておりますJR名松線の早期復旧といった市民生活に関連する重要課題に立ち止まることなく取り組んでおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降については、防災対策の抜本的な見直しが迫られるなど、今日、新たな行政課題への対応が求められており、その果たすべき役割は一層重くなっているものと推察する次第であります。</p> <p>なお、このような中、平成19年度から市長及び副市長において継続して行われている当該給料の減額措置については、行財政改革推進の観点から、これを尊重するところであります。ということで、これまでの議論の中で考慮していただいた事項をまとめました。</p> <p>6 結論等 といたしまして、市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につきましては、平成18年1月1日の市町村合併の折、津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会において、新津市にふさわしい特別職に係る議員報酬及び給料の額として、現行の額が提言されたものですが、合併当時以降において、特別職が担う職務と職責は更に大きくなっているものと推察するところであります。この業務の増大を数値化することは困難ではあるものの、前述の人事院勧告における合併当時以降の官民の給与較差、▲0.07%、▲272円でございますが、これが僅少であること、現下の社会経済情勢及び他市の状況等を含め総合的に勘案すると、現時点においては、現行の額のまま据え置くことが妥当であると認めるところであります。ということでまとめさせていただきました。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会長 事務局からの答申案の説明について、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>G委員 市長及び副市長の給料の減額措置について、4の意見の概要では、否定的な意見もあるように書いてある一方、5の考慮すべき事項の箇所ではこれを尊重するとなっております。矛盾するような気がするのですが。</p>
--	--

事務局	<p>4の意見の概要については、会議で意見をいただいた中で、行財政改革の取り組みの中で減額措置を行わない、あるいは減額率を低くして本来の額を受け取っていただくのがよいのではないかという意見、そして行財政改革が終了する際には、この給料の減額について検討したらどうかとの御意見もありましたので、このように整理をさせていただきました。5の部分につきましては、行財政改革の取り組みの中で、実際に受けている給料の額が減額されていることを尊重するというで書かせていただいているもので、委員の皆様からいただいた御意見では行財政改革が終了するときには見直す必要があるとのことですが、今回の給料の額について御審議いただく中では、実際に受け取る給料は減額されていることも考慮すべきで、尊重すべきであろうということでしたので、このようにさせていただきました。</p>
G委員	<p>減額措置は廃止まではいかなくとも、せつかく額を決めたのだから、満額受け取っていただくのが筋だという意見がありましたので、この減額措置を尊重するというのがやはり違和感を覚えます。そういう努力をさせていただいている事実を尊重しましょうということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
B委員	<p>結論で現行の額が妥当であると認めますということはその通りですが、現行の額が妥当であると認めることについて、いつまでも有効かということ。意見の中では行財政改革の取り組みによる減額も考慮して、いわば当面の間、妥当であると認めるということではないのですか。新しい行財政改革の方針が出たら、その段階でもう一度検討すべきということではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>妥当であると認めますということについては、これまで御審議いただいた中で、今回、平成26年8月に人事院勧告がなされて、一般職の給料は引き上げて引き下げるという内容で、今回当審議会において御審議いただきましたが、今回の人事院勧告の趣旨を踏まえた中で、特別職の報酬の額としては妥当であるということでの整理をさせていただいたので、平成28年度以降については、新しい行財政改革の取り組みの中で、特別職の取扱いが新たに決められると思いますが、今回の答申の中では、あくまでも平成26年人事院勧告を踏まえた中で、今回特別職の報酬、給料の額がどうかということを御審議いただいて、平成27年度</p>

	<p>からの特別職の給料の額については妥当であるという意味合いで整理させていただきました。</p>
会長	<p>最初に平成27年度という記述はしてはいけないのか、しない方がいいのですか。</p>
B委員	<p>事務局の御説明からすると、平成27年度ということだと思います。この審議会というのは委員、市民の側から開くのではなく市長の側から必要であるとなれば諮問するというので、妥当であると認めますという答申で年度が限られていなければ、いつまでもそのままということもあり得るので、年度を限った答申としておくべきではないかということです。</p>
事務局	<p>人事院勧告の中では平成27年4月から一般職の給料が2%引き下げという勧告がなされておりますので、それも踏まえていただきながら今回御審議をいただいております。平成27年4月以降の一般職の減額につきましては、現給保障についても当然踏まえていただいて御審議をいただいておりますので、委員がおっしゃっていただいておりますように、平成27年度の報酬の額が妥当であると認めるという、今まではそのような表現はしてはおりませんが、今回御審議いただいたことは、あくまでも平成26年の人事院勧告、平成27年4月から適用される給料表の引下げがある中で御審議いただいたということで、委員の皆さまの総意として、平成27年度はいいでしょう、ただ、平成28年度についてはその状況もどうなるか分かりませんので、それはきちんと吟味した方がよいのではないかという御意見であれば、平成27年度という表記を入れるということも考えられると思います。</p>
会長	<p>平成27年度という表記を、入れた方がよいのか、入れない方がよいのかということですが。</p>
A委員	<p>結論の最後に現時点においてはなっておりますので、入れなくてもよいと思います。</p>
C委員	<p>例えば、平成24年度、平成25年度は審議会が開かれていません。それは人事院勧告が昨年は0.02%のマイナス、その前の年が0.07%のマイナス、開かれているその前の年が0.23%のマイナスなん</p>

	<p>ですけれども、どれぐらいの基準があってそれを超えるような変動があれば開こうかなという一定の基準があるのかなと思いますけれども、あくまでも現在の状況なりこれまでの状況を踏まえた上での審議だと思いますので、例えば、2ヶ月後の6月にすごく大きな給与等を変える出来事が起きた場合、そこで市長は給料を変えないといけないので審議会を開いてくださいという可能性もあるわけですから、現時点ということと過去だけを考えて我々は議論したわけですから、現時点でという意味合いだけでいいと思います。</p>
D委員	<p>平成27年度ですとか現時点であれば現時点ですとか、何か期間を表すような言葉を入れた方がより一層分かりやすいのではないかと思います。</p>
H委員	<p>この特別職報酬等審議会に対して意見を求められての答申ということだと思いますので、市長からの諮問がない限りはこの審議会自体が開催されないわけですから、諮問に対しましては、最初に下記のとおり答申しますという表現で出ていますから、あえて年度とかが必要なものなのかなと思います。</p>
G委員	<p>諮問というのは期間について限定はないのですか。今現在の額が妥当かどうかを審議してくださいということですか。それと諮問をいつするかということは市長の裁量に委ねられているので、例えば1年経たなくても途中で経済状況が激変して再度諮問しなければならないと市長が判断したら審議会に諮れるというものだと思います。だからあえて何年度と入れずに諮問しているのではないかと思います。特段の経済状況の変化がなければ2年3年とそのままにするというのは市長の判断だと思います。</p>
事務局	<p>市長からの諮問の中には平成27年度ですとか、期限については謳っていません。今回、平成26年人事院勧告が出まして一般職の給料表が引き下げとなるということでございましたので、こういった形で御審議いただいています。例えば平成27年の夏に勧告が出て民間との較差が少ないものであれば給料表の改定は行われませんので、そういった場合は、諮問させていただくことはないかもわかりません。今回あくまでも平成26年人事院勧告で、一般職の給料表が一旦上がって平成27年4月からは引き下がるということで、市長が諮問し、皆様に御審議いただ</p>

	<p>いているということです。期間というのは、今までないし現時点での状況を踏まえて給料の額はどうかということを御審議いただいていると思います。</p>
G 委員	<p>人事院勧告以外にも何か経済状況が変わるかもしれない。その時にはまた諮問するかもしれないということですね。だから限定をしていないのではないかと思います。必要な時に市長が諮問し、その時の判断でどうかということだと思います。逆に平成27年度と固定してしまうと途中で何かあっても審議会に諮問できないということになってしまい、平成27年度ということでも既に結論が出ているということであれば修正が出来ないということになるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>他にこの件について何かありますか。</p>
B 委員	<p>行財政改革が終わることによって、市長、副市長の減額措置が終わりますが、それについてどう考えますか。それについては検討しないということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の御審議の中でも市長、副市長の減額措置も含めて審議いただいています。平成28年度以降の行財政改革という名称となるかは分かりませんが、そういった中でまた特別職の給料についても検討がなされると思いますが、その時にもう減額はしないということになった場合は、条例に定められている額を市長、副市長が受け取ることとなります。その時に、市長の判断で諮問させていただいて、御意見を伺うということであれば、人事院勧告がなくともそういった要素があれば審議会で御審議いただく可能性もあるかと思います。</p>
B 委員	<p>今までは現時点で妥当であるということを審議したということだと思います。今回については、行財政改革が終わるという前提で、妥当ということになります。行財政改革が終わった後はどうなのかということで、年度設定がない、限定しない中で妥当であるとしてもいいのかということです。平成27年度で減額措置がなくなるという前提で現状のままでもよいという結論で、前提なしに現状のままとしたわけではないですよ。それを明確にしておかなくてよいのかなということです。</p>
事務局	<p>答申のところにそういった要素を記述すべきだという御指摘ですね。</p>

B委員	先ほど言われたように、市長が諮問をすべきと思ったら諮問するというので、市長がそう思わなければ諮問はされないわけで、減額措置が終わるという前提でもって妥当であると認めたんですけれども、行財政改革が終わって、また諮問されると思いますが、諮問されるかどうかというのは市長の裁量ということであれば、諮問しないということもあり得るわけで、そのところはどうかかなと思います。
会長	第1回目のときにこの答申は平成26年4月に遡るのかと事務局におたずねしたときには、遡らないと、これはあくまでも平成27年度のことだと言われた覚えがあります。遡ることはないが、日付については平成27年度のことを審議しているものと思っておりました。年度を入れるかどうかは非常に難しいと思いますが、委員の皆さんも両方の意見があると思いますが、答申の日付を入れることによって現時点ということを示していると思います。
B委員	現時点で妥当であるとすれば、状況が変われば審議できるのではないかと思います。日付を入れれば現時点ということが言えるということで委員皆さんもそうであればそれはそれでいいと思います。ただ、行財政改革を意識し、平成27年度について議論したということが明確ではなく、今までの審議会と今回の審議会が書面上は全く変わらないということになると思います。
C委員	行財政改革が終わって減額が一旦終わるという状況はありますが、この審議会の中では減額後の金額ではなくて本来の額を検討していますので、それが終わること自体はこの審議会の議論では、考慮すべき事項ではあっても、そこまで気にする必要はないのではないかと思います。
会長	いかがでしょうか。 例えば平成27年度という表現をしたとしたら、平成27年度は完全に拘束することになりますか。また平成27年度と入れたとしたら市長が平成27年度中に審議会を開いて審議するということはできますか。
事務局	答申書に明日の日付が入ったとして、ここに平成27年度については妥当であるという答申をいただいた場合、平成27年度中に経済状況が大きく変わるような要因があり、その時にもう一度諮問させていただく

<p>部長</p>	<p>ということであれば、改めて開いていただいた審議会の中で、平成27年度の答申はこうですが、状況が変わったので、この時期からの報酬についてはこういう取扱いが妥当であると認めるといふ新たな答申をいただきましたら、この答申を打ち消して新たな答申となるのかと思います。</p> <p>いろいろありがとうございます。今回、平成27年度に限定した答申とするかという部分で、今まで報酬審議会は、人事院勧告等の大きな変動がある時期に開催してきているということで、何らかの要因があるときに委員の皆様のお意見を賜って、特別職の報酬等の額の振れ幅を決めていこうという趣旨でございました。今回の答申に平成27年度を総意で書き込むというのであれば、それはそれでよいと思います。そうすると平成28年度は確実に審議会を開催させていただかなければならないという拘束が生じます。</p> <p>今回の答申の内容は、財政力指数であったり事業であったり仕事のボリュームであったり減額措置であったり、いろいろな要素からの総合的な判断の中で報酬等の額が妥当であると判断された部分と、平成28年度からの行財政改革がどうなるかは別として、もし行財政改革による給料減額がなければ、それは同時に平成28年度には報酬審議会を開催してくださいという御意見をいただいたという部分とになります。</p> <p>平成27年度中に行財政改革検討委員会に諮問し、ある一定の提言を賜り、最終的に選択するとき、その内容に、現行と同じような10%の減額措置を続けていくべきとの提言があった場合、市長が、分かりました、そのようにしますということであれば、報酬審議会を開く要因にはならないのかなと思います。逆に減額措置が廃止される等となれば、市長としては報酬審議会としての御意見を一つの選択事項、いわゆるファクターとして捉えられるということで、その行財政改革検討委員会からの提言内容により、市長本人がもう一度報酬審議会への諮問ということ判断することになるのかなと思います。つまり、今回の審議会の答申が平成27年度に限ってということになれば、平成28年度の報酬審議会は開催していくことが前提となってくるということ。もうひとつは別個の行財政改革検討委員会の中で、市長がいろいろなことを総合的に見て、行財政改革による給料減額について、どのようにしていくか判断するという。この整理が論点なのかなと思います。私どもとしては審議会としての総意をお決めいただいて、それに従わせていただくということでございますので、もう少し議論いただければと思います。</p>
-----------	---

G委員	<p>結論的には今の答申案でいいのかなと思います。現時点ではという文言を入れると限定的なメッセージというように思います。</p> <p>また、経済状況の変動とかがあって、いつの時点で諮問するかは市長の裁量ですので、あまりこちらで期限を決めるようなことはしない方がよいのではと思います。</p>
C委員	<p>市長が議会に給料を変えるという提案をしようとするときは審議会の意見を聞くこととなっていますので、この審議会の立場そのものがあくまでも市長がどうするかで開催するものですから、それに対して答えを出しているということです。</p>
B委員	<p>皆さんそうであれば異論はありません。ただ、審議経過の中に減額措置が大きく書いてあると思います。そういう意見があったかもしれないですけど、減額措置を大きく取り上げないようにしないと、減額措置があるから現状維持でよいのではないかという結論になったとすると、その要素がもう1年しかないわけですから、確かに市長の裁量ではあると思いますけれども、そこのところは他の年とは違うのかなと思います。この審議経過は行財政改革のことが大きなファクターとなっていると思います。</p>
会長	<p>それでは1枚目の答申案は最後にまた議論するとしまして、審議経過等のところで二つに区切って、まず会議の概要、背景等、現状等について、この表現は削除した方がよいとか、あるいは修正した方がよいとか御意見はありますか。</p>
C委員	<p>内容的には特になのですが、誤字があるので修正をお願いします。</p>
A委員	<p>人事院勧告に「拘束されるものではございませんが」とありますが、「ございませんが」という表現が気になります。</p>
事務局	<p>ここは、「拘束されるものではありませんが」とさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、本審議会での意見の概要から最後までの部分で何かございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>意見の概要の部分で、平成27年度の給料の額については据え置きと</p>

	<p>判断する、平成27年度において平成28年度以降の行財政改革の取り組みの動向も踏まえ検討することが合理的であるというように、議論の中で平成27、28年度において検討するということをひとつの理由としてこの答申が出たことになってしまいます。そうすると「平成27年度の給料の額については据え置きと判断することが妥当である」とするところで切ったらどうかと思います。それを書いてしまうと平成27年度において検討するということをひとつの大きなファクターとして審議されたということになります。</p>
会長	<p>今の御意見についていかがでしょうか。</p>
事務局	<p>平成27年度の給料の額については据え置きと判断することが妥当であるという意見がありましたということにしたいと思います。</p>
会長	<p>皆様の論議も尽くされたようですので、本審議会として市長からの諮問事項についてとりまとめを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>市長からの諮問事項は、議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についてですが、この件につきまして、答申案を決めていきたいと思います。平成27年度という文言を入れるかどうかという議論がありましたが、日付も入りますのでこの原案でいかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>委員の皆様の御意見が、ほぼ答申案と一致したということとさせていただきます。</p>
会長	<p>本日の審議の結果を踏まえて、審議経過等につきましては、先ほど御意見いただきましたように修正いたしまして、審議経過とさせていただきますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>それでは、本日の審議を踏まえまして、当該答申案に若干の表現的な調整等を行い、審議会からの答申として私から明日、市長へ答申を提出したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>市長への答申につきましては、私にお任せいただくことでよろしく申し上げます。</p> <p>その他として何か事務局の方でありますか。</p>
部長	<p>委員の皆様方におかれましては、昨年の12月22日、2月26日、本日の3回にわたりまして、非常に御熱心な御議論をしていただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今後は、若干の表現的な調整等をさせていただいて、明日、3月17日に会長から市長への答申を行っていただくよう進めさせていただきたいと思います。</p> <p>また、答申が終わりましたら、議会の方へも答申の内容を報告させていただきたいと思っておりますので、重ねてよろしく願いいたします。</p> <p>皆様の御理解、御協力で審議を無事終えたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>これをもちまして、津市特別職報酬等審議会を終了させていただくこととなります。皆様の御協力の下、無事に審議を終えることができましたことに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それではこれで、津市特別職報酬等審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(終 了)</p>